

加入者のみなさんに大切なお知らせ

後期高齢者医療制度

問合せ

市民課国保年金係
 ☎ 85115504
 福岡県後期高齢者医療広域連合
 ☎ 09211651131111

保険証が**柿色**に変わります

7月下旬、新しい保険証を郵送します。8月1日以降、新しい保険証(柿色)を使用してください。

新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日です。

※7月31日までに新しい保険証が届かない場合、市民課国保年金係へ問合せください。

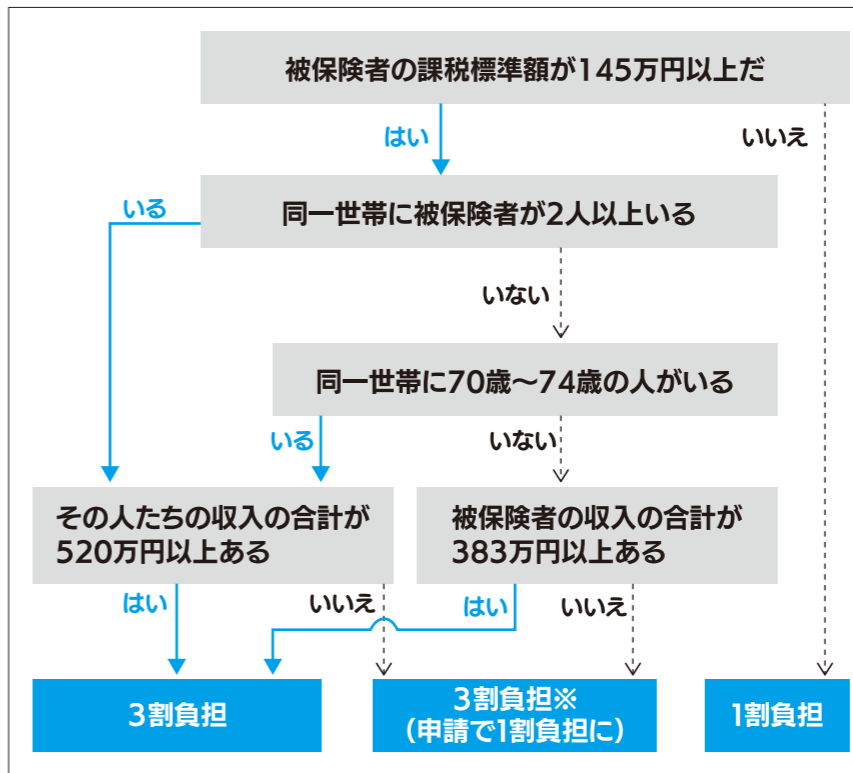
※保険料の滞納がある場合は、有効期限が短い保険証を市民課窓口で受け取る必要があります。

※7月31日までに新しい保険証が届かない場合、市民課国保年金係へ問合せください。

新保険証のイメージ

自己負担割合を正確ください

医療費の自己負担割合は、前年所得を基に1割か3割と判定します。※3割となっても、申請で1割となる場合があります。



認定証を持っていない人

新たに交付を希望する場合は、市民課窓口での申請手続きが必要です。

※収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

認定証を持っている人

現在、使用中の認定証は、有効期限が平成27年7月31日です。認定証を持っている人で、平成27年度の住民税が非課税世帯の人には、8月1日からの認定証を7月下旬に郵送します。※上記の保険証とは別に郵送

平成27年度の保険料

保険料は、平成26年中の所得金額と世帯の状況(平成27年4月1日時点、新規加入者はその時点)を基に算定を行い、決定します。

●平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に届けます。

●保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。

●保険料は、加入者一人ひとりにかかります。

●保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されています。

●総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入・給付収入・公的年金等控除」、「給与収入・給与所得控除」、「事業収入・必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。



保険料 こうして決まります

$$\text{医療費総額} = \text{病院などに支払う自己負担額} + \text{医療給付費}$$

公費(税金) 約5割 国:県:市=4:1:1
 支援金 約4割 (現役世代の負担)
 約1割

被保険者均等割額	所得割額
56,584円	{(総所得金額) - (基礎控除額)} × 所得割率 33万円 11.47%

☐ = 保険料 ※年額57万円が上限

保険料の軽減

均等割額の軽減

軽減対象所得金額(※1)により、下の表のとおり9割・8.5割(※2)・5割・2割の軽減を行います。

所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下の人は、所得割額が5割軽減となります。

被用者保険(※3)の被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また所得割額はかかりません。

保険料の減免

災害や失業などによる減免

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、市民課国保年金係へ相談ください。

均等割額の軽減

(33万円=基礎控除額)

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額(※1)	軽減割合	軽減後の額(年額)
【33万円】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円】以下(その他各種所得がない)	9割軽減	5,658円
【33万円】以下	8.5割軽減 ※2	8,487円
【33万円+26万円×被保険者数】以下	5割軽減	28,292円
【33万円+47万円×被保険者数】以下	2割軽減	45,267円

※1 軽減対象所得金額とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入+公的年金等控除15万円」となるなど、例外があります。

※2 原則は7割軽減ですが、平成27年度は特例措置により、8.5割軽減となっています。

※3 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。